

さとに居宅介護支援事業所

さとに居宅介護支援事業所は在宅生活を送る中で、生活・介護でのお悩みを一緒に考えていきます。快適な日常生活を送れるように支援させていただきます。

☆介護保険を利用できる対象者

65歳以上の方は、市町村(保険者)が実施する要介護認定において、介護が必要と認定された場合はいつでも介護保険サービスを受ける事が出来ます。(第一号被保険者)
また、40歳以上64歳未満で、介護保険の対象となる特定疾患により介護が必要と認定された場合は介護保険サービスを受ける事が出来ます。(第二号被保険者)

☆介護保険を利用できる特定疾患 (16項目)

- ※脳血管疾患(脳梗塞・脳出血など)
- ※筋萎縮性側索硬化症
- ※慢性関節リウマチ
- ※脊柱管狭窄症
- ※後縦靭帯骨化症
- ※骨折を伴う骨粗鬆症
- ※慢性閉塞性肺疾患
- ※進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病
- ※閉塞性動脈硬化症
- ※多系統委縮症
- ※初老期における認知症
- ※脊髄小脳変性症
- ※早老症
- ※糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病網膜症
- ※両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ※末期がん

☆さとに居宅介護支援事業所の実施区域

鳥取市(高草中学校校区)

旧気高郡・福部・河原の方は相談して下さい。

☆営業日・営業時間

営業日
月曜日 ~ 金曜日
土日祝祭日は休み・12月30日~1月3日

営業時間
8:30 ~ 17:30

☆介護保険申請の流れ

介護保険のサービスが必要になったら要介護認定の申請を行う。



申請は市町村の介護保険窓口で本人または家族が行いますが、居宅介護支援事業所も代行することができます。



【主治医意見書】

市町村の依頼により、主治医が意見書を作成します。

【認定調査】

市町村の職員あるいは、市町村から委託を受けた居宅介護支援事業所の



【介護認定審査会】

保険・医療・福祉に関する専門家が認定調査票・主治医意見書に基づき要介



【結果の通知】

認定調査を終え、約1ヶ月～1ヶ月半後に、自宅の方に介護保険証が届きます。

要支援1・2

予防給付を受ける事が出来ます。



居宅介護支援事業所に依頼し、介護支援専門員に依頼し、居宅サービス計



介護保険サービスを利用。

訪問介護・訪問看護・通所介護・通所リハビリテーション・福祉用具貸与・短期